

中小企業等の活力向上に関するWGの今後の進め方について

【下請取引適正化に向けた現状と取組方針】

重点5課題	現状	取組方針
知的財産・ノウハウの保護	●公正な条件での適正な契約を締結できていない。 ※下請事業者のノウハウを無断で内製化、図面提供の強制等	●有識者検討会において「 知財取引における契約のガイドライン・契約ひな形 」を提示。今後、パブリックコメントを経て公表予定。 →契約のひな形・ガイドラインを速やかにとりまとめ、 振興基準にも反映。知財Gメンを強化 。【中企庁】 →産業界への働きかけ等、ルールの定着。【中企庁・公取委】
働き方改革に伴うしわ寄せ防止	●時間外労働の上限規制の中、 理に合わない負担を強いているケース が一部で存在。 ※短納期発注の特急料金未払い等	●問題事例に対する下請代金法に基づく指導等。 ● 関係各官庁に対し 、事例の周知、業界等への 指導等を要請 。 → 怠りない目配り 、理に合わない負担を強いているケースへしっかりと対処。【業所管官庁・公取委】 →優良な取引事例に光を当て、事業者の自発的な改善を促す。【業所管官庁】
型取引の適正化	●親事業者による 金型の保管料の負担 や 不要な金型 の廃棄等の進展が見られるが、進捗は道半ば。 ※ 型の廃棄・返却が概ねできた割合 発注側:50%/受注側:18%	● サプライチェーン毎の取組等について大規模調査 を行い、12月の協議会で評価。 自主行動計画のフォローアップ 等につなげる。 →今後は業界、特に自動車業界対策が重要。事業者毎にも差があり、 取組の甘いメーカーのラインに重点を置いて対応 。【経産省】
支払条件の改善	●手形サイトが 90日・120日 に張り付いている状況。 ● 約束手形の割引料が下請代金に加味されていない 。 ※ 60日以内の手形は2割以下 。手形割引料の代金上乗せも約2割。	●約束手形をはじめとする 支払条件の改善に向けた検討会を設置 。 手形サイトを60日 にする等の見直しに向けて検討。 →支払条件について、 有識者委員会による改善策のとりまとめ を進める。【中企庁】 → 手形やファクタリングの割引率の水準を改める ことを検討。【中企庁・金融庁】
価格決定方法の適正化	●大企業と中小企業が共存共栄していく関係を構築するため、 適正な価格転嫁など取引適正化をサプライチェーン全体で進め 、雇用・所得環境を改善させていく必要性。	●問題事例に対する下請代金法に基づく指導等。 ● 関係各官庁に対し 、事例の周知、業界等への 指導等を要請 。 →下請代金法にもとる行為は取り締まり、 悪質事例の共有 により未然防止にも取り組む。【公取委・中企庁】
個別業種の課題	現状	取組方針
放送コンテンツ	● 著作権の帰属が不透明 等の長年の慣行が課題であることを踏まえ、令和2年9月にガイドラインを改訂。 ●放送業界でのガイドライン浸透が始まりつつあるが道半ば。	●不適切な事案に対して下請振興法に基づき指導。 →速やかな改訂ガイドラインの定着。【総務省】 →業界への働きかけ及び 浸透状況を可視化 。【総務省・経産省】
トラック運送業	● 荷待ち による運送事業者の取引上の負担が発生。 ● 運送契約のひな型を作成 し、貨物自動車運送事業法の告示に位置づけ。	●不当・違法な取引の発掘、指導・勧告等を実施。 ●荷待ち件数が多い 加工食品・建設資材・紙・バルブ について、「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」を品目ごとにとりまとめ。 →ガイドラインの 品目拡大 。【国交省】 → 定着が不十分な荷主業界 へ働きかけ。【国交省・荷主所管官庁】

上記の他、成長戦略会議「実行計画」（令和2年12月1日）に基づき、以下の取組を推進。

- ①産業界・金融界による「約束手形の利用の廃止に向けた行動計画」の策定を検討。
- ②下請ガイドラインを現在策定されている18業種から拡大。また業界が策定する自主行動計画についても16業種から拡大。
- ③下請Gメン等の体制強化により、中小企業の取引実態に関する情報収集を強化する。あわせて中小企業庁と公正取引委員会の連携を強化し、中小企業の生声を公正取引委員会の執行につなげる体制を強化。
- ④「パートナーシップ構築宣言」企業の拡大のため、労使代表や業所管官庁から業界団体や個社に対し、「宣言」の作成・公表に向けた周知・働きかけを実施し、1,000社の宣言を目指す。

【生産性向上に向けた現状と取組方針】

課題	現状	取組方針
生産性向上にかかる施策の活用促進	●例えば、中小企業の受発注は、依然FAXや電話が主流。EDIが登場したにもかかわらず、データの手入力や書類印刷が継続している状況。 ●幅広い業種で活用できる、設備投資やIT導入の支援策が措置されているものの、業種によって活用状況に差がある可能性。 ●企業のデジタル化対応を含め、経営支援人材の育成が重要。	●業種毎に生産性向上に向けた課題を抽出・整理。【厚労省、農水省、経産省、国交省ほか】 ●設備投資やIT導入だけでは解消されない課題の抽出。 ●デジタル化による中小企業への生産性向上に向けた方向性の検討。 【IT室、厚労省、農水省、経産省、国交省ほか】 ●中小企業診断士制度の在り方・活用促進等生産性向上策について検討を深める。【経産省】
ベストプラクティスの把握・共有	●業種によっては、（生産性が向上した事例としての） ベストプラクティスの把握・共有が十分でない可能性 。 【「中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するWG」で議論された好事例】 ・ICTを活用した商品・物産情報共有、事前出荷情報の提供や予約受付システムの導入促進等、食品流通の合理化に向けた取組みなど。	●業種毎に、ベストプラクティスを把握するとともに、 業種特性を踏まえつつ、業種内への横展開の方法を具体化 。【厚労省、農水省、経産省、国交省ほか】